



安管事故月報 (7月末までの状況)

(一社) 宮城県安全運転管理者協会 【令和2年8月】

1 特徴

- 7月中は前年と比較して発生件数及び負傷者数が大幅に減少しました。とくに目的別でみると、業務外の交通事故発生件数が大きく減少(-36.7%)しています。
- 発生時間帯は通勤中の午前6時～午前9時までに91件(29.7%)、帰宅中の午後5時～午後9時までが96件(29.7%)の発生となっています。
- 発生場所は交差点及びその付近で167件(51.7%)発生し、事故類型は車両相互の追突事故が143件(44.2%)、出会い頭事故が80件(24.8%)発生しています。
- 事故原因は安全運転義務(ハンドルブレーキ操作、前方不注意、動静不注意、安全不確認)違反が303件(93.8%)を占めました。

2 前年との比較

【7月末までの発生状況】

安管事業所の全事故	区分	発生件数	死亡事故		負傷者		
			件数	死者	重傷	軽傷	計
	本年	370	5	5	29	422	451
	前年	458	6	6	39	497	536
	増減	-88	-1	-1	-10	-249	-85
	減率	-19.2	-16.7	-16.7	-25.6	-15.1	-15.9

【目的別発生状況】

区分		発生件数	死亡事故		負傷者		
			件数	死者	重傷	軽傷	計
業務中の事故	本年	102	0	0	8	115	123
	前年	109	0	0	11	120	131
	増減	-7	0	0	-3	-5	-8
通勤中の事故	本年	158	5	5	12	168	180
	前年	175	4	4	12	182	194
	増減	-17	1	1	0	-14	-14
業務外の事故	本年	110	0	0	9	139	148
	前年	174	2	2	16	195	211
	増減	-64	-2	-2	-7	-56	-63

3 県全体との比較

【県全体の事故との比較】

(令和2年7月31日現在)

区分	発生件数	死亡事故		重傷	軽傷	計
		件数	死者			
宮城県全体の事故	2,508	29	29	261	2,806	3,067
安管事業所の事故	370	5	5	29	422	451
占有割合	14.8%	17.2%	17.2%	11.1%	15.0%	14.7%

各地区会ごとの交通事故発生状況(単月)

【7月単月】

単位:人

ブロック	地区会	業務中の事故			通勤中の事故			業務外の事故			合計		
		死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷
中央	仙台中央			4			2			3			9
	仙台南									1			1
	仙台北			3			1			2			6
	仙台東		1	1			5			1		1	7
	泉			2			1			2			5
	若林			2			1			1			4
	塩釜			1			1			1			3
	黒川						1						1
沿岸	石巻			1			2			2			5
	気仙沼									1			1
	佐沼			1									1
	登米												
	河北						3						3
	南三陸												
仙北	古川			1						2			3
	遠田												
	若柳			1									1
	築館						1						1
	大崎西												
	加美			1									1
仙南	岩沼						2						2
	柴田												
	白石						1						1
	角田												
	亶理												
計			1	18			21			16		1	55

各地区会ごとの交通事故発生状況(累月)

【1月~7月】

単位:人

ブロック	地区会	業務中の事故			通勤中の事故			業務外の事故			合計		
		死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷
中央	仙台中央			12	1		8			18	1		38
	仙台南			3	1		6			2	1		11
	仙台北			3			5		1	7		1	15
	仙台東		2	20		2	25			23		4	68
	泉			13			11			7			31
	若林		2	26			16		1	15		3	57
	塩釜		2	5			14		1	2		3	21
	黒川			3		1	14			6		1	23
	石巻		2	5		2	13			5		4	23
沿岸	気仙沼				1	1	2			2	1	1	4
	佐沼			3		2			1	2		3	5
	登米			3			1						4
	河北						3						3
	南三陸					1	2			4		1	6
	古川			10			3		1	13		1	26
仙北	遠田						2		1	4		1	6
	若柳			1									1
	築館			1			2						3
	大崎西						1						1
	加美			1			5		1	2		1	8
	岩沼			3	1	1	12			5	1	1	20
仙南	柴田			3	1	1	4			12	1	1	19
	白石						7		1	3		1	10
	角田					1	10		1	6		2	16
	亶理						2			1			3
	計		8	115	5	12	168		9	139	5	29	422

薄暮時から夜間への交通事故防止対策

◎ 秋の日はつるべ落し……。

9月に入ると薄暮時からあつという間に暗くなってしまいます。薄暮時や夜間は、昼間に比べて視界が悪く、周囲の状況が把握しにくくなるばかりかそれが原因で危険の発見が遅れたり、運転中に誤った判断を招いたりして交通事故につながるケースが多くなります。

この時期に交通事故が増える背景には、こうしたことが大きく影響していると思われます。

今回も、この時間帯に予想される主な交通事故発生のケースとその防止対策に等について掲載しますので各事業所におかれましては、なお一層企業内からの交通事故防止に向けて推進していただきますようお願いいたします。

※ 交通事故事例

- 1 薄暮時にライト(前照灯)を点灯せずに走行していたところ、対向車線(右側)から道路を横断してきた歩行者に気づくのが遅れて接触又は衝突。

◎ 事故防止対策

薄暮時にライトを点灯していない車は、歩行者から見落とされやすくなるため、車が接近してもそれに気づかずに横断してくる危険性が高まります。

ライトは視界を確保するばかりでなく、**自車の存在を知らせるという役割**もありますので、**早目のライト点灯とこまめな上下切り替え**を心がけましょう。

- 2 夜間交差点で対向二輪車のライト(前照灯)が接近しているのを確認したにもかかわらず、右折を開始して対向二輪車と衝突。

◎ 事故防止対策

夜間は、昼間に比べて対向車のスピード距離の判断が難しくなります。

特に二輪車は、ライトが1つしかないため、実際よりも遠くに感じてしまい、自車のほうが先に行けると誤った判断をしてしまうおそれがあります。

対向車のライトが近づいている時は、予想以上に近づいている、スピードが出ていると**慎重に判断して通過を待つ**ようにしましょう。

- 3 コンビニエンスストアに左折して入る際に、歩道が無灯火で走行してくる自転車に気づくのが遅れて衝突。

◎ 事故防止対策

コンビニエンスストアやファミリーレストラン付近は、自転車や歩行者も多く、特に無灯火の自転車は発見が遅れやすいので、出入りの際は、歩道の手前で一時停止するなど、周囲の状況をよく確認するよう心がけましょう。

夜間の運転とライト

- 夜間の走行時は、前照灯、車幅灯、尾灯などをつけなければいけません。濃霧やトンネル内など先が見えない場所を走行する時もライトをつけましょう。
- 前照灯の範囲は、上向きで100メートル前方、下向きで40メートル前方の障害物を認識できる程度の明るさです。夜間走行時はハイビーム（上向き）が基本となります。
- 薄暮時は、周囲の暗さに目がまだ慣れていないため、早めに点灯しましょう。
- 照明が設置されていない道路では、車の照明以外に頼るものがなく、特に慎重な運転が必要です。

夜間、運転者が歩行者を認める距離（下向きライトの場合）



((一財) 全日本交通安全協会のデータを参考に作成)



4 意外と知らない交通違反

※ 歩道等を横断する時の通行方法について

道路交通法第17条

車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、**車両は、歩道等に入る直前で一時停止し**、かつ歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

※ 道路交通法第17条の2項で、「歩道や路側帯を横切る際には歩道等の手前で一時停止することと歩行者の通行を妨げないようにする」ことを義務付けています。

しかし、実際には一時停止している車はほとんど見かけません。運転していた方に「一時停止していますか」と尋ねても、ほとんどの人が「していません」と答えられると思います。

その背景には、「事故など起こすはずはない」という甘い認識があるのではないかと思います。しかし、そういう甘い考えで運転していると、いつか事故を起こすことにもなりかねませんので注意しましょう。

◎ 違反点数・・・2点

◎ 反則金・・・大型12,000円、普通9,000円、
二輪車7,000円、原付6,000円

5 交通死亡事故発生注意報(予報)

宮城県警察本部の事故分析結果では、9月の交通死亡事故多発日は、9月6日が交通死亡事故の発生が多い「死亡事故多発日」になります。

9月21日から30日までの10日間、「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」が実施されます。

今年の重点は、

1. 子供をはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
2. 高齢運転者等の安全運転の励行
3. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

ですので、社員の皆さんに浸透させ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。



横断歩道は、歩行者の聖域です。停止線で止まりましょう

